



国内パートナーシップに関する ガイドライン



2023



謝辞：ガイドライン作成にあたり、ウェビナー、インタビュー、文書、写真などを通して、多くの方々に時間を割いていただきました。皆様のご協力によりデータを収集することができ、さらに、EAAFP の活動に関する専門知識や個人的な考察の機会も得ることができました。今までお会いしたことのない方、メールのやりとりや記事を読んだだけの方を含め、情熱を持って活動する方々と仕事をするうちに、様々な国で多くの市民が渡り性水鳥とその生息地の保全に取り組んでいることに感嘆の念を抱くようになりました。彼らが紡いだ物語、努力と活動に敬意を表す

とともに、すべての人とフライウェイを旅する鳥たちのために、このガイドラインに情報を集約できたことを光栄に思います。

ジェニファー・ジョージ、コンサルタント 2022

表紙:

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)特別委員会会議、CEPA 戦略ワークショップ©EAAFP

目次

第 1 章:はじめに	4
1.1 ガイドラインの目的	4
1.2 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの背景	4
1.3 EAAFP の目標	4
1.4 EAAFP 内の関係図	5
第2章:国内パートナーシップの仕組みを理解する.....	6
2.1 国内パートナーシップの原則	6
2.2 国内パートナーシップの定義	6
2.3 国内パートナーシップにおける潜在的な「パートナー」たち	7
2.4 国内パートナーシップの事例 - インドネシア	7
2.5 国内パートナーシップの影響と利点	8
2.6 国内パートナーシップの事例 - 日本	9
第 3 章:国内パートナーシップの構築	11
3.1 国内パートナーシップを構築する際に考慮すべきこと	11
3.2 次にすべきこと	11
3.3 国内パートナーシップの機能	12
3.3.1 年次総会.....	12
3.3.2 年次総会以外の期間に行うこと	12
3.4 国内パートナーシップの全国会議	13

3.4.1 事例紹介:国内パートナーシップの全国会議.....	14
3.5 国内作業計画.....	14
3.5.1 事例紹介:国内パートナーシップ・ワークショップ.....	15
3.5.2 国内作業計画の策定.....	15
3.5.3 国内作業計画のテンプレート.....	16
3.5.3.1 事例紹介:目標 5 の気候変動に対処するための国内パートナーシップ会議.....	17
3.5.3.2 気候変動という課題に対するフライウェイ各レベルの貢献.....	18
3.6 国内パートナーシップ内の関係図.....	18
3.7 国内パートナーシップにおける役割.....	19
3.7.1 政府パートナー/担当窓口の役割.....	19
3.7.2 国内パートナーシップにおける NGO パートナーの役割.....	20
3.7.3 国内パートナーシップにおける湿地管理者の役割.....	20
3.7.4 国内パートナーシップにおける専門家/科学者の役割.....	21
3.7.5 国内パートナーシップにおける EAAFP 委員会、作業部会、特別委員会の役割.....	21
3.7.6 国内パートナーシップを支援する EAAFP 事務局の役割.....	21

略語と定義

EAAFP	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ
FNS	ネットワーク参加地
CEPA	対話、教育、参加、普及啓発
NGO	非政府組織
INGO	国際非政府組織
MOU	覚書

第 1 章:はじめに

1.1 ガイドラインの目的

本書の目的は、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (East Asian-Australasian Flyway Partnership: EAAFP) の政府パートナーが、東アジア・オーストラリア地域フライウェイの渡り性水鳥とその生息地保全のために、国内のパートナーシップを発展・強化し、EAAFP 戦略計画の推進に資する国家計画を支援するための指針を提供することである。

国内での連携(以下、「国内パートナーシップ」)およびサイト内の連携(以下、「サイトパートナーシップ」)は、渡り性水鳥とその生息地の保全を強化するために、国や人々との関係を支援し、活動に参画するための仕組みである。義務ではなく、関係を通じて協力し合うことを目指している。

1.2 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの背景

EAAFP は、北は極東ロシアやアラスカ(アメリカ)から、南はオーストラリアやニュージーランド、そしてバングラデシュから中国、日本までアジアを横断する 22 カ国にわたる国際的な枠組みである。その目的は、渡り性水鳥とその生息地の保全のために、さまざまな利害関係者の対話、協力、連携を促すことである。このパートナーシップは、2002 年にヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)で策定された「タイプ II パートナーシップ・イニシアティブ」として登録された。タイプ II パートナーシップは、持続可能な開発目標の実施において、国を支援するために作られた法的拘束力のある政府間公約である「従来の」タイプ I 協定とは異なる。世界資源研究所(WRI)のジョナサン・ラッシュ会長(当時)は、このタイプ II について「従来の外交の堅苦しい形式ばったワルツから、非政府組織や意欲的な政府、その他の利害関係者による即興的な解決志向のジャズダンスへの転換」と表現している。

2005 年、EAAFP はラムサール条約の地域イニシアティブとして認められ、2006 年には「持続可能な開発目標を達成するために、国や地域の政府、民間セクター、市民社会の関係者が協力して、自発的に国境を越えた合意を形成することができる」タイプ II パートナーシップとして設立された。

タイプ II パートナーシップは政府からの拘束力のあるコミットメントを必要としないため、特定の目的を達成するための資金調達についての国による政策的要請がないことを認識することが重要である。EAAFP を成功させるためには、国内およびサイトパートナーシップを強化し、そうした連携から生み出されるあらゆる利害関係者との関係を構築する必要がある。パートナーへの調査から得られたフィードバックには、国内パートナーシップとは何か、あるいはどうあるべきかについての戸惑いを見て取ることができる。

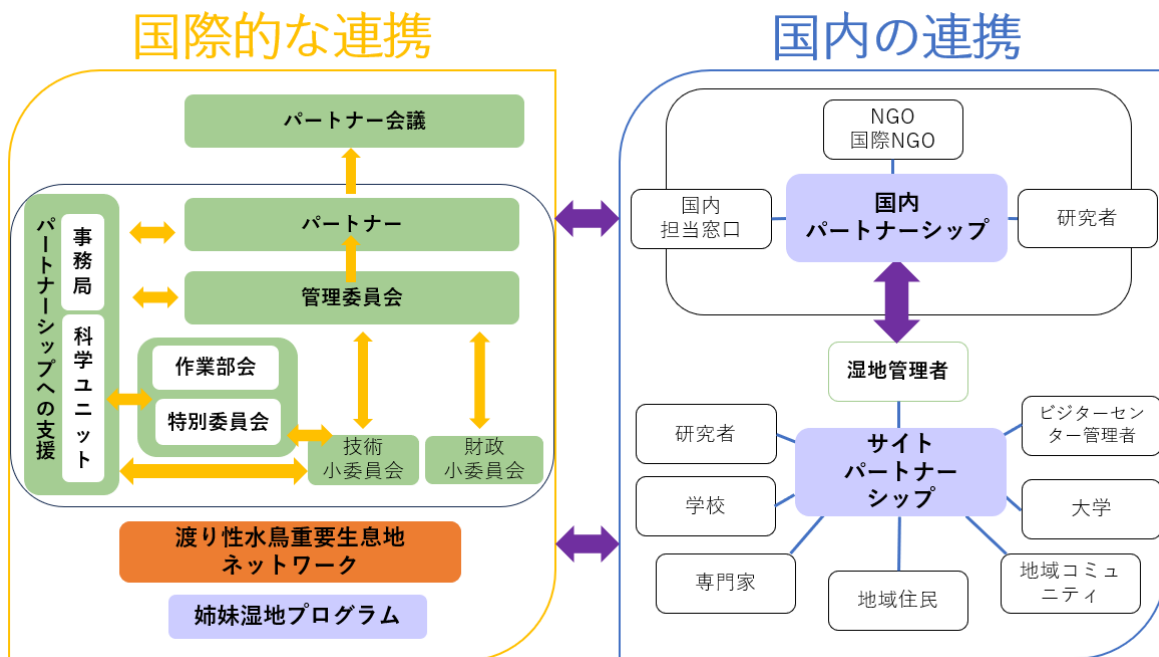
このガイドラインは、EAAFP の戦略目標に対して各パートナーが貢献する上で、国内パートナーシップが重要な役割を果たすことを認識し、各国の取り決めはそれぞれの既存の体制や必要性に応じたものとすることを示すものである。

1.3 EAAFP の目標

1. 東アジア・オーストラリア地域フライウェイを利用する渡り性水鳥保全のために、国際的に重要な渡り性水鳥重要生息地ネットワークを構築する。
2. 渡り性水鳥及びその生息地の価値に関する CEPA(対話、教育、参加、普及啓発)を強化する。

3. 水鳥とその生息地に関するフライウェイ規模の調査、モニタリング活動、知見の収集及び情報交換を推進する。
4. 自然資源管理者、意思決定者、及び地域の利害関係者における、水鳥とその生息地の管理能力を養成する。
5. 特に優先種とその生息地について、フライウェイ規模の渡り性水鳥保全の取り組みを開発する。

1.4 EAAFP 内の関係図



湿地と渡り性水鳥の保全には、人材、決断、そして行動が不可欠である。地域社会、湿地管理者、地方公共団体、各国政府の意思決定者、専門家、科学者、教育者、NGO、一般市民はすべて、渡り性水鳥とその生息地保全に果たすべき役割を担う。

渡り性水鳥とその重要な生息地の保全にとって最も重要なことは、各国において異なるセクターの人々が共通の目標に向かって取り組むパートナーシップを構築することである。

第2章:国内パートナーシップの仕組みを理解する

2.1 国内パートナーシップの原則

タイプIIパートナーシップとしての性質上、EAAFPは法的義務を負わない。そのため、各国政府パートナーが果たす役割は柔軟なものである。国内パートナーシップは、各国の状況に応じて、公式な体制である場合も、また非公式な体制である場合もあり得る。

原則は以下の通りである。

- ・ビジョンを共有し、成長する。
- ・強みを生かす。
- ・ニーズ、社会情勢、既存の体制、国の文化に合わせて柔軟に対応する。
- ・協働する。
- ・先住民や伝統的な知識を活動に取り入れる。
- ・相互に尊重しあう、永続的な関係を構築する。
- ・持続可能性を追求する。

NGO、国際 NGO の価値

NGO や国際 NGO は、国内パートナーシップに提供できる豊富な知識と経験を保有している。以下にその例を挙げる。

- ・能力向上
- ・組織と管理
- ・戦略や行動計画の策定
- ・ラムサール委員会の支援
- ・企業、地元企業その他、国内および国際的な繋がりの促進
- ・他のネットワーク参加地との連携の促進
- ・市民科学の支援
- ・現場での湿地管理支援
- ・モニタリングおよび調査
- ・一般市民の意識向上と教育
- ・サイトの環境が脅かされている場合の提言

2.2 国内パートナーシップの定義

国内パートナーシップとは、国内における EAAFP 戦略計画の実施を支援するために、国レベルで協力する利害関係者のネットワークである。利害関係者には、地方公共団体、湿地管理者、NGO、研究者、専門家、その他渡り性水鳥とその生息地の保全に関する共通の活動や問題に取り組む関係者が含まれる。

国内パートナーシップの仕組みには以下の要素が含まれる。

- ・人々の関係を円滑にし、ネットワーク参加地の能力向上とアウトリーチを促進する。
- ・国内全体で情報共有するための仕組みを提供する。
- ・EAAFP 戦略計画の実施に向けた国内計画の策定を促進する。
- ・担当窓口が EAAFP 戦略計画の実施状況をパートナー会議で報告するための情報収集を容易にする。
- ・EAAFP の CEPA(対話、教育、参加、普及啓発)行動計画の実施を促進する。
- ・科学者・研究者間の研究や情報交換を活発化する。
- ・それぞれの国や地域、さらにフライウェイで取り組むべき課題を特定する。

国内パートナーシップとサイトパートナーシップが協力することで、国や各地域での優先順位を検討し、優先的な広報活動やネットワーク参加地の管理者の能力開発を可能にする仕組み、より多くのグループにフライウェイ情報を伝える仕組み、そして新たなネットワーク参加候補地を特定する仕組みを作ることができる。これらの仕組みはパートナーシップのニーズを基にして設計される。

国内パートナーシップの初期段階では、代表者の体制、指導者の体制および専門家の体制のバランスを考慮する必要がある。モデルとなる体制は、状況に応じて異なる。

2.3 国内パートナーシップにおける潜在的な「パートナー」たち

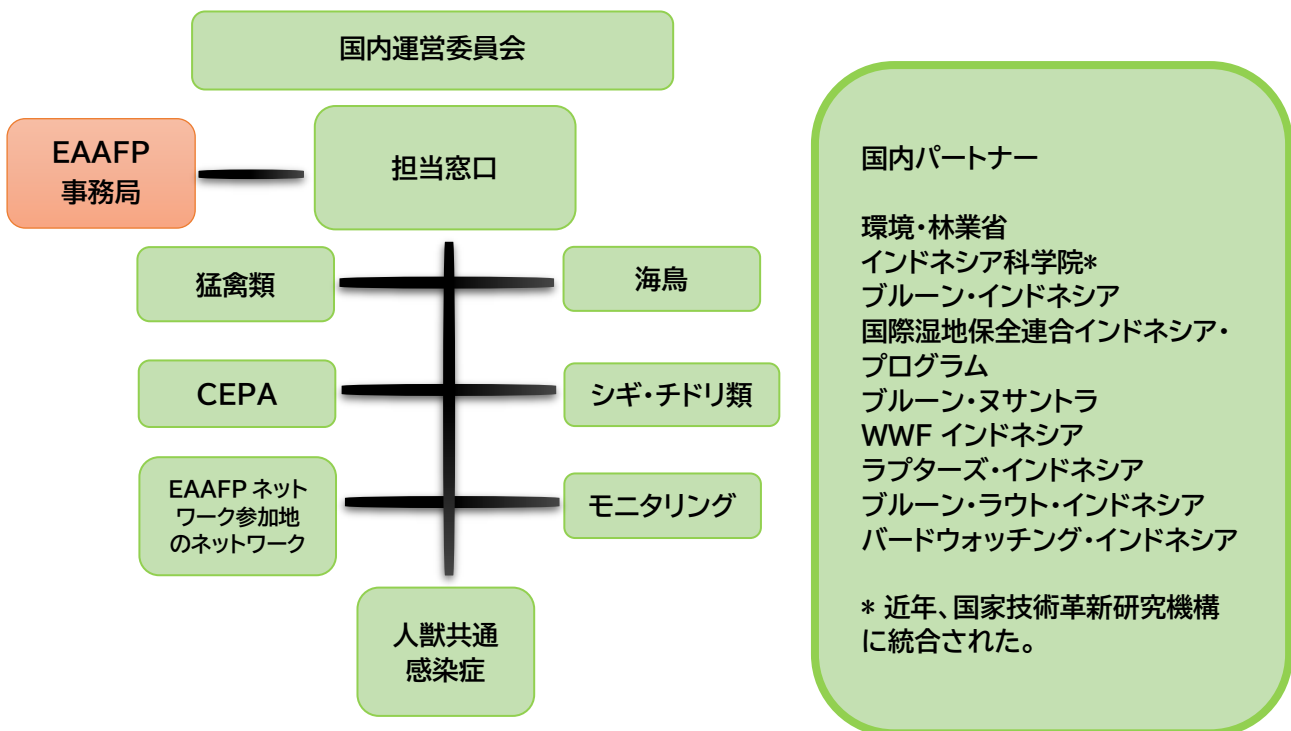
- 国内の担当窓口。
- 渡り性水鳥重要生息地ネットワークに、現在参加しているもしくは参加する可能性のある湿地の管理者。
- 国際的に重要な湿地の管理に携わる国家公務員、および地方公務員。
- 地方公共団体の代表者。
- 国際的に重要な湿地に対して文化的責任を持つ地元住民および先住民族。
- 研究者、科学者、及び専門家。
- 国内および国際的に渡り性水鳥の保全に携わる NGO。
- 渡り性水鳥とその生息地の保全に関連する、その他の保全活動に携わる NGO。

これらのパートナーは、その国のあらゆるレベルを代表する人々のネットワークであり、サイトに何が起きているかについてのすべての情報を国内の担当窓口を提供することができる。これにより、報告責任が大幅に簡素化され、自国が渡り性水鳥とその生息地の保全のためにどれだけの成果を上げているかを示すことができる。

2.4 国内パートナーシップの事例 - インドネシア

インドネシアの国内パートナーシップ体制

この体制は、政府パートナーが国際 NGO の支援を受けて設立したものである。



2.5 国内パートナーシップの影響と利点

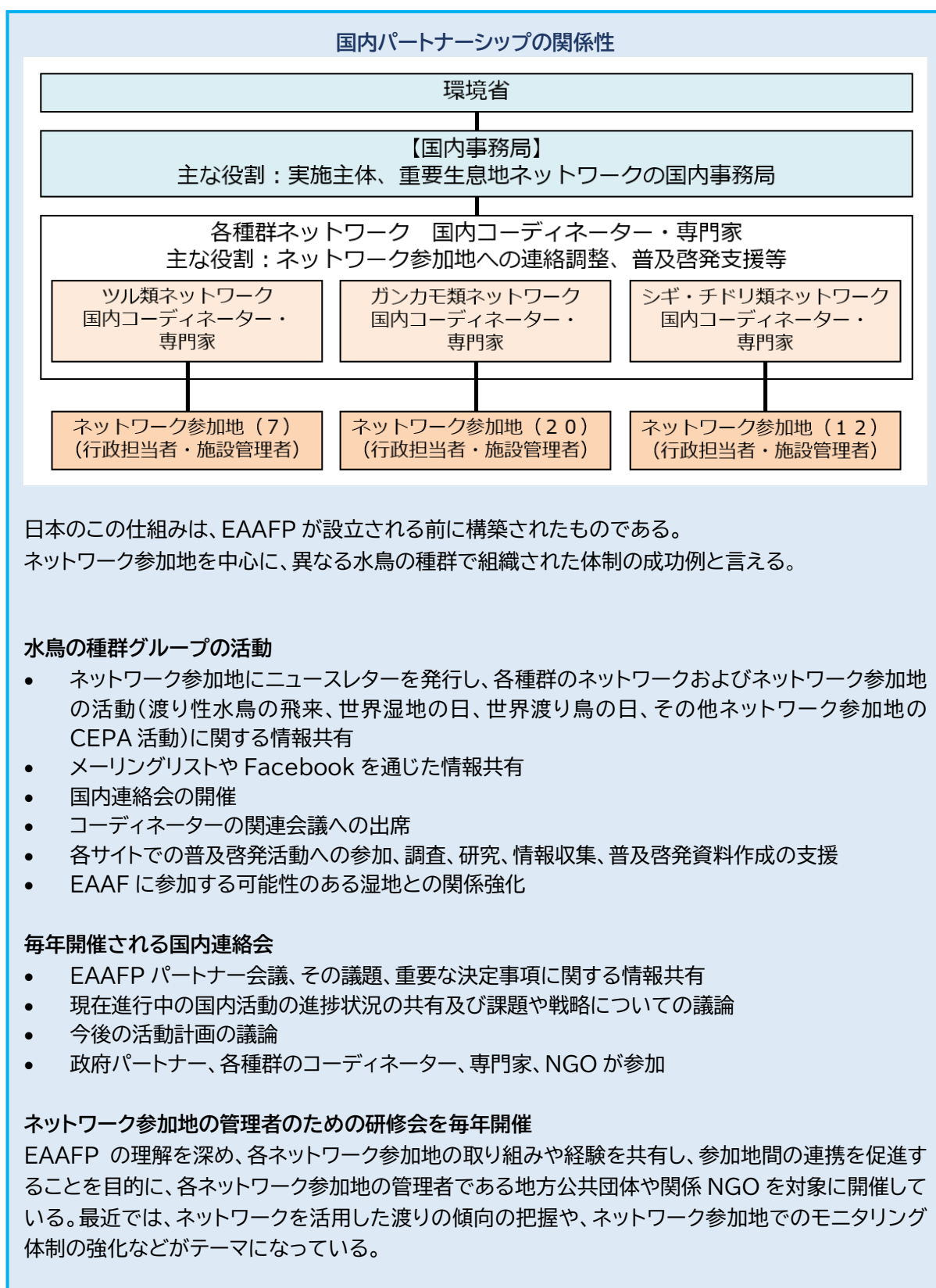
国内パートナーシップは、国内および国際的な情報共有のための枠組みであり、得られたデータや情報がパブリック・ドメインとなることが期待される。また、国内パートナーシップは、各国が自国内、地域内で取り組むべき問題、またはフライウェイの多くの国々が国際的に取り組むべき問題を特定する。

国内パートナーシップは、多様な利害関係者が関わるという性質上、EAAFP 戦略計画を実施するための国内での協力体制を確立し、構築するものである。

国内パートナーシップの利点は以下の通りである。

1. 国別報告書の作成、EAAFP 戦略計画に対応した国内作業計画の策定、自国内で行われている幅広い活動の紹介のためのデータや情報を、担当窓口に提供する。
2. 多様なパートナーの独自の強みとリソースを結集し、各パートナーが単独で行うよりも大きな影響を与え、渡り性水鳥とその生息地のためにより持続可能な成果を達成することができる。
3. パートナーが、自分たちの成功や革新的な取り組み、やりたいこと、抱えているニーズについて話し、どのように協力し、国レベルでのモニタリングを強化できるかを話し合う機会を提供する。
4. 国レベルでの EAAFP の活動に貢献するために、地域や国内の NGO を結びつけるメカニズムを提供する。
5. 国や地域で優先すべき事項を決定し、現場での保全活動を円滑に行えるようにする。
6. 湿地管理者、専門家、研究者、NGO などの各主体が、国レベルで渡り性水鳥と生息地の保全に積極的に参加するための効果的なメカニズムを提供する。
7. 先住民族の遺産と文化的知識を尊重し、自国でのプロジェクトの設計と実施における役割を提供する。
8. より大きなグループとして協力し活動することで、国内および国際レベルで渡り性水鳥とその生息地の保全活動の知名度を上げる。
9. 国内のネットワーク参加地間のコミュニケーション、情報交換、研修、専門知識の交換の機会を増やし、湿地管理者の能力を高める。

2.6 国内パートナーシップの事例 - 日本



実績紹介

- ✓ 地方公共団体の担当者の担当としての意識が大幅に高まった。
- ✓ NGO の参加により、地方公共団体と民間企業・団体との連携が強化された。
- ✓ EAAFP のパートナー会議(MOP)の前に議題について議論し、政府の担当窓口で MOP で発表するための詳細な資料を提供した。また、MOP 終了後には、ワークショップ形式で決定事項を議論し、EAAFP 戦略計画に基づいて日本の国内活動計画に反映させることができた。
- ✓ EAAFP の MOP やその他の国際的な動きに関する情報を共有することができた。
- ✓ 関係者間の理解が深まり、連携が強化された。
- ✓ お互いを知り、励まし合い、影響を与え合う良い機会となった。
- ✓ 少人数のワークショップ形式により、より深い議論ができた。
- ✓ 活動内容を議論・検討する連絡会では、有意義な意見交換や問題点の把握ができた。

第3章:国内パートナーシップの構築

3.1 国内パートナーシップを構築する際に考慮すべきこと

- まず、湿地や渡り性水鳥に関する主要な利害関係者(政府関係者、NGO、専門家、湿地管理者、学者)を国内で結びつける体制が既に存在するかを考える。存在するのであれば、その体制をどのように構築・発展させることができるのかを考える。
- 国内パートナーシップをまとめるのに適切なリーダー、またはその役割を担うことができる人がいるかを考える。
- 会議を開き、現状について話し合う必要があるかどうかを考える。
- 他の EAAFP 参加国の国内パートナーシップを参考に、自国に転用できる仕組みやアイデアがないかを検討する。
- 自国の状況に適した仕組みが必要であることを認識する。
- 他にどのような国際的な枠組みと協力できるのかを検討する。例えば、もしラムサール条約の委員会が毎年開催されるのであれば、EAAFP 年次総会がその会議の議題の一部となり得るかどうかを調べる。
- 上級管理者の支援や承認を得ることが可能かどうかを検討する。
- 国内パートナーシップを進めるための予算を、たとえ少額でも確保することが可能かどうかを考える。
- 関与する可能性のあるすべての利害関係者のリストを作成する。利害関係者としては湿地管理者、ビジターセンターの管理者、NGO、国際 NGO、国内の専門家、研究者、研究機関、その他政府機関などが挙げられる。
- 上述の利害関係者がどれくらい国内パートナーシップに対する関心と、関わるための能力があるかを見極める。
- 連絡や情報共有の手段としてどのようなものが必要になるかどうかを考える。
- 国内で活動している EAAFP の国際 NGO パートナーがいる場合は、国内パートナーシップへの支援を要請することを検討する。バードライフ・インターナショナルは、EAAF の多くの国に NGO パートナーを持っている(例えばインドネシアでは、バードライフ・インターナショナルのパートナー団体であるブルーン・インドネシアが、インドネシアにおける国内パートナーシップの推進を支援している)。

3.2 次にすべきこと

- 利害関係者を会議に招へいする。
- 活動の組織化と、活動記録を NGO に委任することを検討する。
- 国内の EAAFP のパートナーと定期的に連絡を取り合う国内・地域コーディネーターを任命する(この役割は NGO にも委任することができる)。
- 他の制度や条約の下で、同様のデータや情報を必要とする報告プロセスを特定し、協力関係を築く。例えば、ラムサール条約の国内委員会、生物多様性国家戦略及び行動計画(生物多様性条約)、二国間渡り鳥等保護条約・協定などが考えられる。EAAFP の一部のネットワーク参加地がラムサール条約に登録されている、あるいは今後登録される可能性もあることから、ラムサール条約は特に重要である。

3.3 国内パートナーシップの機能

国内パートナーシップは、各国において EAAFP の活動を支援するための枠組みである。活動支援として推奨される方法を以下に記載する。

- 年 1 回(対面またはオンラインでの)会議を開催し、進捗状況を報告し、革新的な技術、成功事例、懸念事項を話し合い、関係を構築する。
- ネットワーク参加地やその候補地で起こっていることについての情報を国内のすべてのパートナーから収集し、共同で国内作業計画を作成する。
- ネットワーク参加地とその候補地における渡り性水鳥と湿地の継続的なモニタリングプログラムを実施するための仕組みを提供する。国際湿地保全連合が調整しているアジア水鳥センサスと協力すると良い。
- 国内の EAAFP パートナーと連絡を取り合い、支援やアドバイスを提供する。
- 能力向上のためのワークショップを開催する。
- 国レベルでの CEPA 活動に貢献する。
- 生物多様性国家戦略及び行動計画において国内パートナーシップが主流になるよう働きかける。
- 政府への報告および隔年ごとの EAAFP のパートナー会議への報告について協力する。

3.3.1 年次総会

国内のパートナーとの年次総会は、計画立案や国内のパートナー間の情報交換・共有の場として重要でもある。

- 渡り性水鳥や湿地の保全について話し合い、情報を交換し、革新的な技術や管理戦略の最新情報を入手し、現場での課題に関する意見を求め、他の人々と関係を構築し、EAAFP の取り組みについて話し合い、質問やアドバイスを求めるなど、国内の渡り性水鳥の保全に役立つ様々な機会を提供する。
- EAAFP 戦略計画に則った国内作業計画を策定する。
- 作業計画の遂行について進捗状況を報告する。
- 渡り性水鳥とその生息地に関する国内共同活動を計画する(例:研修会、渡り性水鳥や湿地のモニタリング、CEPA 活動など)。
- 渡り性水鳥とその生息地の保全のために活動している人々との関係を構築する。

3.3.2 年次総会以外の期間に行うこと

年次総会以外の期間に国内パートナーシップの利害関係者は以下のことを行う。

- 国内パートナーシップ内の他の関係者と協力し、国内作業計画を遂行する。
- 政府の担当窓口は、ネットワーク参加地やその候補地で起こっていることについての定期的な情報共有やコミュニケーションのためのネットワークを構築する。国内パートナーシップ内のコミュニケーションを推進するキーパーソンが任命される。この役割の遂行を委任された NGO がいる場合もある。
- 可能であれば、臨時のオンラインミーティングを開催し、問題、成果、進捗について話し合い、関係を構築する。
- 国内パートナーシップのメンバーの同意のもと、メンバーの連絡先を EAAFP 事務局に提供し、事務局がニュースを回覧できるようにする。

- バードライフ・インターナショナルのパートナーシップ会議、またはその他の国内の会議(例:ラムサール国内委員会)などの会議に出席したり、ネットワーク参加地を訪問したり、ビジターセンターのあるネットワーク参加地で国内パートナーシップの関係会議を開催したりする。

3.4 国内パートナーシップの全国会議

全国会議では、人間関係を構築し、知り合いをつくり、それぞれが行っていることを知り、湿地管理者や NGO の間で全国的な協力関係を築くことが重要である。

国内パートナーシップの最も重要な役割のひとつは、政府の担当窓口(または委任された NGO)の招集により、主要な利害関係者を招集して全国会議を開催することである。これは、ネットワーク参加地が行ってきたすべての活動や、次年度の計画について話し合う機会となる。この会議の内容は、政府の担当窓口がとりまとめ、政府への報告書に記載することができる。

EAAFP 事務局にも作業計画を送ることで、各国間の作業計画の相乗効果を生み、他国の国内パートナーシップが同じようなことを行っているかどうかを事務局が確認できる。このことで、多国間を結び付け、共通の活動に取り組む際の経験を共有することが可能になる。

議題としては以下のようなものが挙げられる。

- 政府の担当窓口からの報告
- 国内での進捗状況の報告
 - 学者、専門家、研究者からの報告
 - NGO からの報告
 - 成果と課題を含む各サイトからの報告
- プロジェクトの進捗状況の共有
- 全国的・地域的にデータを収集するための全国的なモニタリングシステム
- 収集したデータの総括
- 全国的な研修ニーズの確認
- サイトにおける渡り性水鳥と生息地にとって重要な問題
- 他の湿地管理者との成功体験、発見、疑問の共有
- 優先的に行うべき活動及び普及啓発資料の作成についての議論
- 国内における EAAFP 活動のための共通活動を盛り込んだ国内作業計画の策定と合意
- 隔年で開催されるパートナー会議への提言の作成

3.4.1 事例紹介:国内パートナーシップの全国会議

ニュージーランドの国内パートナーシップ全国会議は、非公式な体制の好例である。

ニュージーランドの国内パートナーシップ全国会議は、国内鳥類会議と合同で開催される。通常、すべてのパートナーが出席しているため、さまざまなプロジェクトの会議や進捗状況を確認する機会が提供される。1年のうちのほとんどの期間でパートナーは全国各地で活動しているため、顔を合わせて会議ができることを高く評価している。政府関係者が会議の報告書を作成し、回覧している。最新情報と計画については、以下のような内容が含まれる。

国際的な取り組みと計画

- 国際的なサイトにおける継続的な取り組みとモニタリングについての最新情報を共有した。
- コロナ禍の移動制限により移動が困難であったが、EAAF 内の湿地を保全するために対面で直接的な関わりを維持することは非常に重要であることを認識した。
- ネットワーク参加地の政府との国際的な活動を促進する方法について議論した。

EAAF での重要なニュース

- 最近の追跡調査から、黄海は渡り性水鳥にとって重要であることが明らかになったため、韓国による黄海周辺の世界遺産登録の重要性が認められた。

研究・モニタリングの最新情報と計画

- ニュージーランドから東アジアへのオオソリハシシギの調査とモニタリングに関する最新情報が共有された。オオソリハシシギがいつどのように渡るのかを明らかにするために協力して長期にわたる調査とモニタリングを行う必要がある。
- ムナグロの調査結果の最新情報と、困難な状況とムナグロ特有の性質による調査の難しさが共有された。この調査は継続予定である。
- ニュージーランド・ナショナル・ウェザー・カウント・プロジェクトに関する最新情報が共有された。調査を継続することを改めて確認し、国内での調査範囲を拡大するための方法が検討された。

3.5 国内作業計画

国内作業計画は、国内パートナーシップにおいて合意の得られた次年度の活動内容と、それをどのように達成するかを定めたものである。これは、EAAFP 戦略計画をもとに、「国内作業計画を作成し、特に渡り性水鳥とその生息地に焦点を当て、パートナー会議以外の期間に行う予定の活動を明らかにする」というものである。

国内パートナーシップは、EAAFP 事務局に作業計画を共有することが推奨される。また、政府パートナーの承認があれば、EAAFP ウェブサイトに計画を掲載することも可能である。これにより、他国の国内パートナーシップが自国以外の計画を見ることができ、どのように互いを支援することができるかを検討し、研修の合同実施、モニタリング情報の共有、正式な姉妹湿地プログラムの構築など、関係構築の可能性に

ついて探ることができる。このようなことは他国の国内パートナーシップの活動を知らなければ不可能である。EAAFP 事務局は、これらのことを実現するための助言やつながりを提供することができる。

国内作業計画策定の出発点となるのは EAAFP 戦略計画である。国内パートナーシップは戦略計画の各目標に沿って、それらの達成のために実施する予定の活動をリストアップすることができる。

3.5.1 事例紹介:国内パートナーシップ・ワークショップ

インドネシアで 2018 年に開催された国内作業計画ワークショップでは、各活動への関与の方法、EAAFP の目的、直面している問題と抱負が明示されている。

政府関係者、地方公共団体、NGO、渡り性水鳥とその生息地の保全に関する国内パートナーシップ、インドネシア科学当局の代表者を含む 30 名が参加した。

国内パートナーシップの活動

- 水鳥の個体数の定期的な調査・モニタリング
- 地元の人々や農家に対する水鳥保全のための普及啓発キャンペーン
- レンジャーによるパトロールと法執行
- 地域社会の能力強化のための植林
- 学校訪問
- エコツーリズムとしてのバードウォッチング

直面している課題

- 渡り性水鳥とその生息地の保全のための資金調達的手段を増加させる。
- 保全問題に関連する政府機関間の連携を強化する。
- 地方公共団体、民間企業、地域社会に対して、渡り性水鳥の重要性を訴える。

今後の予定

- すべての利害関係者(他省庁、地方公共団体、民間企業、大学)の参画を目指す。
- 渡り性水鳥のモニタリングを毎年恒例の行事として実施する。
- 国内作業計画を実行する。
- 新しいネットワーク参加地 7~8 カ所を推薦する。
- インドネシアにおけるネットワーク参加地の候補となる場所の特定と地図化。
- CEPA 活動:地域社会、民間企業、地方公共団体への広報活動。

3.5.2 国内作業計画の策定

下記のテンプレートは、EAAFP 戦略計画の目的に沿っているだけでなく、各国政府パートナーがパートナー会議において活動報告をする際に使用される書式でもある。したがって、国ごとの報告の一貫性と簡易性が確立され、合理的な作業が可能である。

しかし、国内作業計画は行動に関するものであり、パートナーの要望に関するものでもある。渡り性水鳥や生息地の保全により深く関われるよう、人々を支援し、鼓舞し、コミュニティを動員するための枠組みを提供するのが国内作業計画である。

上記のインドネシアの事例(3.5.1)は、政府が国内パートナーシップに権限を与えた例である。この背景にある政府委員会には、政府代表だけでなく、国際 NGO や NGO、一般市民も含まれる。

3.5.3 国内作業計画のテンプレート

EAAFP 戦略計画における目標	各目標を実現するため、今後 1 年間の間に行う可能性のある活動
<p>目標 1 東アジア・オーストラリア地域フライウェイに生息する渡り性水鳥の保全のために、国際的に重要な場所のネットワークを構築する。</p>	<p>活動例:</p> <ul style="list-style-type: none"> • ネットワーク参加地での活動を計画する。 • 新たなネットワーク参加地を提案する。 • 国内パートナーシップ年次総会を開催する。 • 国内作業計画を策定し、国内のパートナーと合意する。
<p>目標 2 渡り性水鳥及びその生息地の価値に関する CEPA(対話、教育、参加、普及啓発)を強化する。</p>	<p>活動例:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内で渡り性水鳥に関する活動に取り組んでいる NGO の一覧の作成。 • NGO に所属していないが、専門知識を提供できる関係者の一覧(ソーシャルメディア、科学者、動植物に関わる NGO)の作成。 • CEPA の資料を使用して、NGO や地域社会のための渡り性水鳥の広報戦略を開発する。 • 地域や全国で、功績のあった活動を表彰する。 • 地域内の連携を促進する方法として、隔月のオンライン会議、ウェビナーを開催し共通の問題や成功例を共有し、つながりを保つ。 • アジア水鳥センサスの国内調整、世界渡り鳥の日、鳥の人気投票といった国内または国際的活動について支援、広報を行う。 • CEPA の資料を作成し、配布する。
<p>目標 3 水鳥とその生息地に関するフライウェイ規模の調査、モニタリング活動、知見の収集及び情報交換を推進する。</p>	<p>活動例:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 共同研究を行う。 • その年のモニタリングを行う。 • フライウェイにおける自国の渡り性水鳥にとって重要で、自国が追求すべき研究テーマを特定する。
<p>目標 4 自然資源管理者、政策決定者及び地域の利害関係者における、水鳥とその生息地の管理能力を養成する。</p>	<p>活動例:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内における管理能力の課題と関心を明確にし、それらに対応する活動を行う。 • 湿地管理者のための研修ワークショップを毎年開催する。
<p>目標 5 特に優先種と生息地について、フライウェイ規模の渡り性水鳥保護の取組を拡充する。 (下記事例紹介参照)</p>	<p>活動例:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内外の他のネットワーク参加地との関係を明確にし、発展させる。 • 他国で姉妹湿地となりうる候補地を特定する。 • 既存の姉妹湿地プログラムを評価する。 • 渡り性水鳥に影響を与えうる気候変動に関して、国際的な対話に貢献する。

3.5.3.1 事例紹介:目標 5 の気候変動に対処するための国内パートナーシップ会議

日本の国内パートナーシップは、環境省の主催でオンライン・ワークショップを開催した。このワークショップでは、今後取り組むべき課題と役割の概要が示された。国内パートナーシップがどのようにこれらの課題に取り組むことができるかについて話し合った貴重な事例となった。課題の概要は以下の通りである。

1. 渡り性水鳥重要生息地ネットワークを活用し、渡り性水鳥の渡りの傾向を把握する。
2. ネットワーク参加地のモニタリング体制を強化する。
3. 気候変動がネットワーク参加地に与える影響を把握できるかどうかを検討する。

専門家、国内コーディネーター、ネットワーク参加地で渡り性水鳥のモニタリングに携わる湿地管理者 13 名が参加した。

ワークショップの構成

1. モニタリングに関する事前調査
2. 講演:気候変動が生態系に与える影響、モニタリングで明らかになった個体数の動向、渡りの時期や越冬地の変化についての講演が行われた。以下の 3 つのトピックを設定した。
 - a. EAAFP 戦略計画とモニタリング
 - b. モニタリング結果の活用紹介
 - c. 気候変動が生態系に与える影響と、モニタリングデータの解析
3. ワークショップ:グループに分かれ、以下の 3 つの内容について話し合った。
 - a. モニタリングを最大限に活用するための方法
 - b. 地域内の連携を促進する方法
 - c. ネットワーク参加地間の連携を促進する方法

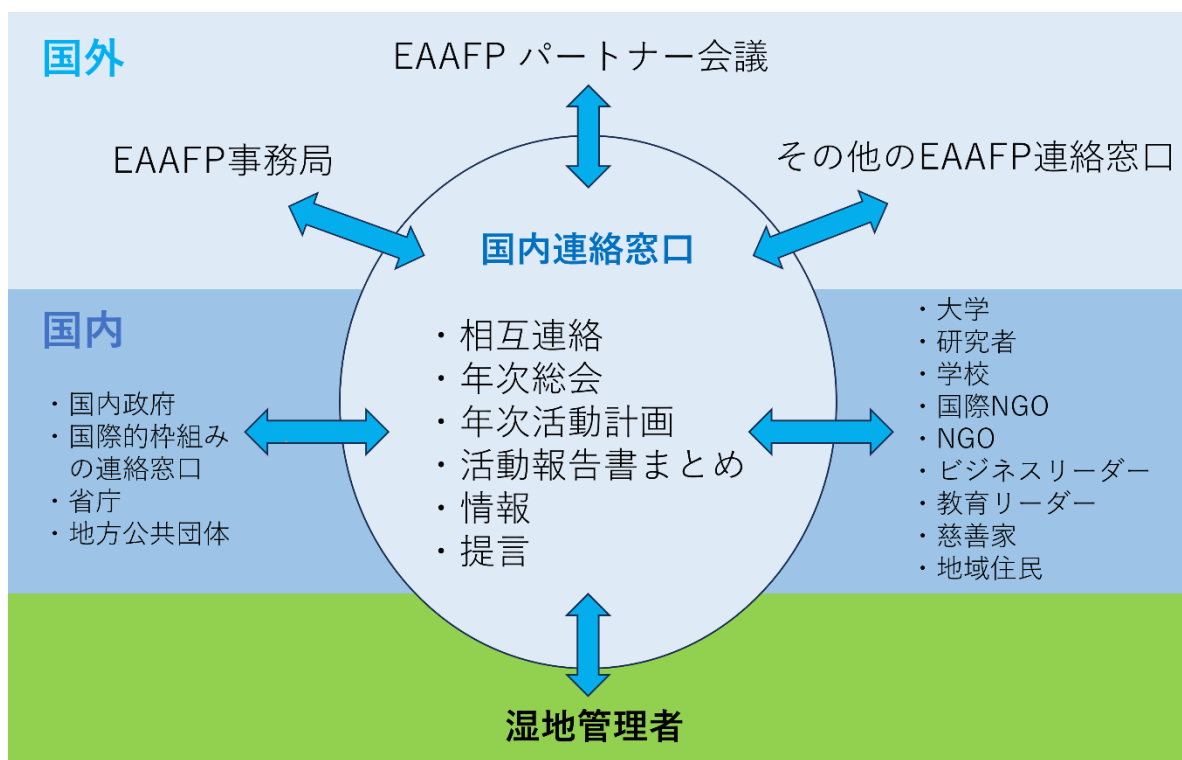
このワークショップでは、気候変動の課題に取り組むにあたって貴重な指針やアイデアが得られた。

- ・各ネットワーク参加地における既存・過去のモニタリングデータの収集およびその状況を評価する。
- ・同日に実施する一斉調査の可能性を検討し、実施する。
- ・モニタリングの方法や規模はサイトによって異なることを認識する。
- ・気候変動が生態系や個体群に与える影響、移動時期や繁殖地、中継地の変化について理解する。
- ・聞き取り調査により、ドローン、人工知能(AI)、市民調査など、新しい技術との融合を検討する。
- ・EAAFP やネットワーク参加地のモニタリングデータを活用し、気象・統計分野の研究者など他分野の研究者との分野横断的な連携を模索する。
- ・各サイトの事例を共有する。
- ・ソーシャルメディアや YouTube を活用した普及啓発を行う。
- ・CEPA 作業部会、EAAFP、国内パートナーシップは、渡り性水鳥の重要性を人々に認識させるための活動を行う。

3.5.3.2 気候変動という課題に対するフライウェイ各レベルの貢献

EAAFP/ 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国内パートナーシップ、担当窓口、ネットワーク参加地間のコミュニケーションと関係構築を促進する。 専門家、研究者、研究機関と連携し紹介を行う。 フライウェイ全域で CEPA 活動を推進する。
国内パートナ ーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク参加地でのモニタリングを推進する。 ネットワーク参加地における調査手法と規模の一貫性を高める。 CEPA の活動を国内および政府内で推進する。 国内の研究への投資や、ネットワーク参加地との共同研究を促す。 ネットワーク参加地のモニタリングを通じて収集されたデータを政府の他部門にも共有し、協力的・互恵的関係の構築を推進する。
サイトパートナ ーシップ	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングと調査の能力を向上させる。 地域社会全体で CEPA 活動を推進する。
ネットワーク参 加地間の関係	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹湿地プログラムや他のネットワーク参加地との関係がすでに存在する場合は、気候変動への取り組みがあることを確認する。 ネットワーク参加地間のモニタリングの方法と規模の一貫性を高める。

3.6 国内パートナーシップ内の関係図



3.7 国内パートナーシップにおける役割

3.7.1 政府パートナー／担当窓口の役割

政府の担当窓口は、EAAFP にとって重要な役割を担っている。担当窓口は、政府パートナーの代表であり、パートナー会議、EAAFP 事務局、国内パートナーやそれ以外のフライウェイパートナーの間をつなぐ役割を果たす。また、国内の計画実施を調整するために任命された行政機関の職員として、国内関係者及び EAAFP 事務局の「日常的な」連絡先となる。

良好な人間関係を構築および維持し、必要に応じて招集し、コミュニケーションをとることは、国内パートナーシップを成功させるうえで重要なものとなる。EAAFP 事務局との定期的な連絡、国別報告書の作成・とりまとめ、EAAFP のネットワーク参加地やその他の湿地の状況の調整、国内パートナーシップ会議の進行、その他の国際協定の担当窓口との連絡などを行う。

しかし、EAAFP の担当窓口としての役割は、多くの責任のうちの 1 つにすぎないため、EAAFP に割く時間は限られることとなる。国や行政の構造によっては、担当窓口がどのような立場で活動するかが異なるため、担当窓口として果たせる役割が限られている場合がある。しかし、国内パートナーシップが効果的に機能するかどうかは、担当窓口がどれだけ役割を果たせるかにかかっている。

担当窓口は、すでに自国で渡り性水鳥とその生息地の保全のために活動している、経験豊富で評価の高い国際 NGO に、国内での活動を一部委任することができる。

担当窓口の活動としては以下のものが挙げられる。

- EAAFP 事務局からの問い合わせに対して調整を行う。
- 国内ネットワークに情報を発信する。国内ネットワークには湿地管理者や NGO が含まれることもある。
- 国内パートナーの年次総会を開催し、議題を発表し、議事録を作成する。これは、NGO に委任することが可能である。
- 隔年開催のパートナー会議に報告するための情報、および政府の保全活動に関する情報を得るために、国内パートナーシップのパートナーと協力する。
- 類似したデータや情報、報告書を必要とする他機関や条約に基づく他の報告プロセスを明らかにし、協力関係を構築する。例えば、移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)、ラムサール国内委員会などが考えられる。EAAFP のネットワーク参加地のいくつかはラムサール条約湿地でもあるため、ラムサール条約は重要である。
- 先住民社会との関わりを持つ。
- 湿地管理者のワークショップを実施する。
- 文部科学省が渡り性水鳥とその生息地の保全を学習指導要領に含めるよう、湿地管理者、国際 NGO と協働して働きかけを行う。
- 国内の担当窓口、生息地管理者、ビジターセンターの管理者は、地域の研究機関に資料(パンフレット、ニュースレターなど)を送付し、講師や学生に渡り性水鳥や生息地に関するモニタリングや調査を行うよう促し、その情報を EAAFP 事務局、政府の連絡先、生息地管理者、ビジターセンター管理者と共有する。
- アジア水鳥センサスの国内コーディネーターと協力し、ネットワーク参加地とその候補地における水鳥と湿地の定期的なモニタリングを強化する。国内コーディネーターは、国の機関(現在、日本、フィリピン、韓国、タイに設置されている)、バードライフ・インターナショナルのパートナー団体

(現在オーストラリア、タイ、シンガポールに設置されている)、国際湿地保全連合オフィス(インドネシア、フィリピン)、野生生物保護協会(カンボジア)などが考えられる。

- 国際 NGO、ウェットランド・リンク・インターナショナル(WLI)、湿地管理者、ビジターセンター管理者とともに、出版物の読者を特定し、EAAFP 事務局に必要な連絡先を提供する。
- 新たな姉妹湿地協定の締結を促すために資金提供を行う。



©Chukh Bird Research Station, モンゴル

3.7.2 国内パートナーシップにおける NGO パートナーの役割

- 委任された場合、NGO が国内パートナーシップの組織とコミュニケーションを担当する。
- 国内パートナーシップの運営を補助する。
- 年次計画会議、およびその他の臨時オンライン会議に出席する。
- 国内作業計画の作成に貢献する。
- 湿地管理者のための研修へ出席し、研修を開催する。
- 渡り性水鳥とその生息地、先住民との協働について、国内パートナーシップにフィードバックを行う。
- アジア水鳥センサスの国内コーディネーターと協力し、ネットワーク参加地とその候補地における水鳥と湿地の定期的なモニタリングを強化する。国内コーディネーターは、国の機関(現在日本、フィリピン、韓国、タイに設置されている)、バードライフ・インターナショナルのパートナー団体(現在オーストラリア、タイ、シンガポールに設置されている)、国際湿地保全連合オフィス(インドネシア、フィリピン)、野生生物保護協会(カンボジア)が考えられる。
- 担当窓口および EAAFP 事務局と連絡を取り合う。

3.7.3 国内パートナーシップにおける湿地管理者の役割

- 年次総会に出席し、国内作業計画を作成する。
- 国内作業計画を地域社会と共有する。
- 国内作業計画に対するネットワーク参加地の進捗状況を国内パートナーシップにフィードバックする。
- 地域ごとの作業計画について国内パートナーシップに報告する。この作業計画には新たなネットワーク参加地、他のサイトとの関係構築や姉妹湿地プログラムに必要な支援が含まれる。また、地域活動の成功例、モニタリングや研究の結果、地方公共団体との関わり、芸術文化、先住民との関わりなど、他の湿地管理者が学び、利用できるような情報が含まれることもある。
- 地域レベルで先住民の声を取り入れる。
- 湿地管理者のための国内研修に参加する。

- 文部科学省が渡り性水鳥とその生息地の保全を教育カリキュラムに含めるよう、湿地管理者、国際 NGO と協働して働きかけを行う。

3.7.4 国内パートナーシップにおける専門家／科学者の役割

- プロジェクトに関して科学的・研究的な助言を行う。
- 国内作業計画に貢献する。
- 国内パートナーシップにおいて学識と専門知識を共有する。

3.7.5 国内パートナーシップにおける EAAFP 委員会、作業部会、特別委員会の役割

フライウェイには、さまざまな支援委員会、作業部会、特別委員会が存在する。これらの委員会は、パートナー会議と EAAFP 事務局に対して以下のような助言を行う。

- 財政小委員会は、持続可能な資金管理と資金調達に関する助言を行う。
- 技術小委員会は、科学的・技術的な助言を行う。
- 行動計画を実施するために 7 つの作業部会が活動している。
 1. ガンカモ類作業部会
 2. 鳥類疾病作業部会
 3. クロツラヘラサギ作業部会
 4. CEPA 作業部会
例：国内の担当窓口と協力し、メディア(ソーシャルメディアを含む)グループと普及啓発の機会を明らかにし、必要に応じて関連資料と支援を提供する
 5. ツル類作業部会
 6. 海鳥作業部会
 7. シギ・チドリ類作業部会
- 特別委員会は、パートナー会議で提起された問題に取り組み、フライウェイ全体の活動を調整するために設立される。例として以下のものがある。
 1. 特定の種に焦点を当てたもの(例：ヘラサギ、アカハジロ)。
 2. 地域に焦点を当てたもの(例：黄海)。
 3. 問題に焦点を当てたもの(例：違法狩猟、捕獲、取引)。
 4. モニタリングと調査

3.7.6 国内パートナーシップを支援する EAAFP 事務局の役割

- EAAFP 事務局は、国内パートナーシップに関しては基本的に介入しないが、担当窓口から要請があれば、国内パートナーシップを構築するための支援や助言を行う。事務局を介して、委員会、作業部会、特別委員会との連携をとることができる。
- 国内パートナーシップが国内作業計画を策定することを奨励し、その計画が EAAFP 事務局と共有されることを歓迎する。
- EAAFP 事務局は、国内作業計画間の相乗効果を見極める。ある国内パートナーシップが行っている内容が、他の国内パートナーシップが現在行っている、または以前に行ったことがあるものと類似することを把握した場合、EAAFP 事務局は、これらの国々が自国内で共通の活動(例：種のモニタリング、追跡、調査、外来種、CEPA 活動など)を行う際に、その経験を共有できるように連携させることができる。

- パートナー会議への 2 年毎の報告を管理し、各政府パートナー(およびその他のパートナー)からの報告書を受理し、取りまとめる。国内パートナーシップは、その報告書に含まれる情報を提供する上で重要な役割を担っている。
- 国内作業計画、CEPA などの実施を支援するため、政府の担当窓口へ情報、資料、研修を提供する。